

津波災害時における自動車避難検討部会設置要綱

(設置)

第1条 津波災害時における自動車避難の方針等について検討するため、いわき市防災会議条例（昭和41年10月1日いわき市条例第54号）第5条に基づき、津波災害時に係る自動車避難検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 津波災害時に係る自動車避難の課題の抽出
- (2) 自動車避難に係る方針の検討
- (3) 自動車避難の対象地域や方法の検討
- (4) 自動車避難に係る訓練内容の検討
- (5) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は、危機管理監をもって充てる。
- 3 部会員は、別表に掲げる機関より選任されたものを充てる。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、危機管理課長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 部会員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会議)

第5条 部会長は、部会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 部会長は、必要に応じ、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月12日から実施する。

別表（第3条関係）

国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所
福島県いわき地方振興局
福島県いわき建設事務所
福島県勿来土木事務所
いわき中央警察署
いわき東警察署
いわき南警察署
いわき市土木部
いわき市消防本部
いわき市総合政策部